

会員限定

2018年12月度
特別合同セミナー
2018年12月13日(木)

待った無しのマネロン・テロ資金供与対策

…IT 機能を活用した実効性のある AML&CFT 対応とは…

基調講演：マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の 現状と課題

講師：尾崎 寛

金融庁 総合政策局マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室 室長

基調講演：金融機関として考えるべき「マネロン・テロ対策」の 本質と実践方法

講師：本田 伸孝

株式会社HFMコンサルティング 代表取締役

事例講演：AML&CFT 対策における IT 化の役割と実践方法

講師：須山 寛

キヤノン ITソリューションズ株式会社 SIサービス事業部 金融営業本部 本部長

講師：村澤 健

キヤノン ITソリューションズ株式会社 金融営業第二部 主任

CONTENTS

目次

待った無しのマネロン・テロ資金供与対策

…IT 機能を活用した実効性のある AML & CFT 対応とは…

挨拶	4
基調講演「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」 尾崎 寛 氏	6
基調講演「金融機関として考えるべきマネロン・テロ対策の本質と実践方法」 本田 伸孝 氏	20
Slide 1 本日のアジェンダ	20
1.AML&CFT 対応で考えるべきテーマ	22
Slide 3 AML & CFT に関するガイドラインへ対応すべきテーマ	22
Slide 4 AML & CFT で対応すべき重要テーマ=ガバナンス態勢	24
2. リスクの特定・評価の考え方	24
Slide 6 リスクアセスメントの進め方	26
Slide 7 個別金融機関でのリスクアセスメント事例	26
Slide 8 リスク評価の基本的な考え方	28
Slide 9 顧客管理措置における「リスク評価」の活用方法	28
3.AML&CFT 対応に必要な機能要件	30
Slide 11 AML & CFT ソリューションで検討すべき機能全体構成	30
Slide 12 AML & CFT 対策で検討すべきソリューション機能概要	32
4. 第一の防衛線・第二の防衛線の個別機能	32
5. リスク判定・リスク格付の構築事例	32
Slide 14 取引別顧客管理(取引受入時)の基本的考え方①	34
Slide 15 ①フィルタリングによる「第一の防衛線」で対処すべき機能	34
Slide 16 顧客別リスク判定ロジック…参考事例	36

Slide 17	受入時顧客別リスク判定別対応方針…参考事例	36
Slide 18	取引別顧客管理(継続取引)の基本的考え方②	38
Slide 19	②顧客リスク格付を活用した「第二の防衛線」で対処すべき機能	38
Slide 20	顧客リスク格付の考え方…参考事例	40
Slide 21	継続的取引における顧客リスク格付の適用方法…参考事例	40
Slide 22	継続的取引における顧客リスク格付の運用方法…参考事例	42
Slide 23	AML & CFT 対策で検討すべき機能要件の全体像	42
事例講演「AML&CFT 対策における IT 化の役割と実践方法」 須山 寛 氏 村澤 健 氏		46
Slide 1	キヤノン IT ソリューションズ株式会社 会社紹介	46
Slide 2	キヤノン IT ソリューションズ 会社概要	48
Slide 3	グループ会社一覧	48
Slide 4	金融事業ユニット ビジネス概況/強み	50
AML&CFT 対策における IT 化の役割と実践方法についてご紹介		50
AML&CFT 対策における IT 化のポイント		52
Slide 7	弊社が考える AML&CFT における IT 化の役割について	52
Slide 8	AML&CFT 対策ソリューション提供範囲	54
Slide 9	システム概念図	54
Slide 10	リスク格付ロジックに必要な代表的な要素	56
Slide 11	ルール化されたリスク格付指標(調整可能)	56
Slide 12	ルール化されたリスクファクター指標(調整可能)	58
Slide 13	期日管理/通知	58
Slide 14	網羅的且つ適切な記録保存/一元的な情報管理	60
システム適用シーンについて		60
Slide 16	窓口業務における実践方法のご紹介	62
Slide 17	窓口業務における実践方法のご紹介	62
Slide 18	窓口業務における実践方法のご紹介	64
Slide 19	管理業務における実践方法のご紹介	64
Slide 20	管理業務における実践方法のご紹介	66

Slide 21 AML&CFT 対策ソリューション システム構成図	66
まとめ	68
Slide23 まとめ	70
質疑応答.....	74

挨拶

本田 お待たせいたしました。これからセミナーを開催させていただきたいと思います。

師走のお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今日は、ご案内させていただきましたとおり、マネロン・テロ対策ということで、来年度に予定されている第4次のFATFの共同審査に向けて、色々な対応をされる必要があるかと思います。今日は、今後、皆さま方がどういう形でマネロン・テロ対策に取り組みられたらいいのかという観点でセミナーを企画させていただきました。

また、おそらく皆さま方は、現場の事務の方々の事務負担が相当増えるのではないかということも想定されています。そういう意味では、現場の方々の業務をいかに効率化させるかという観点で、ITの利活用も当然必要になってくることも想定されますので、今日は、基調講演としまして、金融庁のマネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室長の尾崎様からご説明をしていただきたいと思います。その後、私から、皆さま方がこれから検討するうえで必要になるであろうと思われる項目の概略について纏めておりますので、そのご説明をさせていただきますと思います。

また、IT化といいますと、システム共同化等、様々な要因からハードルが高いと感じられている方もいらっしゃると思いますが、決してそうではなく、最新の新しい技術を使いますと、それなりに低コスト・短時間でIT化にも取り組めるのではないかと考えております。そういうことから、最後に、キヤノンITソリューションズさんから、最新の技術を使ったマネロン・テロ対策の対応ということで、具体的な事例も含めてご説明させていただきたいと思います。

今回は、あくまでも皆さま方に情報提供という形でこの場を設定させていただきましたが、来年度以降の業務運営に役立つ内容になっているのではないかと考えております。

そういう意味から、せっかくの機会ですので、お話の後、尾崎室長にご質問等があれば承りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3時間の長丁場になりますけれどもお付き合いいただきしたいと思います。

それでは、尾崎室長、よろしくお願ひいたします。

基調講演

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」

尾崎 寛 氏

皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介にあずかりました金融庁総合政策局のマネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室長の尾崎です。よろしくお願いします。

まずは、FATF の第 4 次の総合審査の話からさせていただきますと思います。

すでにご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、FATF の第 4 次の相互審査ですけれども、来年の 4 月ぐらいに FATF の審査団が組成されます。

そこからプロセスが始まるということで、まず、私ども関係省庁から自己申告書というものを作成し FATF に提出致します。

審査項目は 2 つあり、法令等遵守状況—テクニカル・コンプライアンス (TC) —というものと、有効性— Effectiveness —の IO1 ~ 11 までという、2 種類の自己申告書を出す予定になっております。TC のほうは 5 月の連休後に提出して、Effectiveness の IO の 1 ~ 11 に関しましては 6 月末前後ぐらいに提出する予定ということで、既にいろんなところで手分けして作成しているという段階です。

それを出しまして、それを読んだ審査団のほうからいろいろと質問がきます。ご承知おきのとおり、TC というのが法令等遵守状況で、IO の 1 ~ 11 というのが有効性の検証ということになりますが、そういったものをすべて読んだうえで、わからない点があれば追加の説明をメール等でやりとりしながら、彼らが報告書もしくはその報告書を作成するに至る資料の読み込みと、あと質問ということをするというようなプロセスを、夏、秋を経まして、最終的に、こういうところを聞かないとわからないというところを残しまして、実際に日本に来ます。だいたい 10 名程度の審査団だと思いますけれども、来るのが 10 月 25 日ぐらいから 3 週間の予定です。

最初は関係省庁に対する面談で、われわれが彼らの質問に答えるという形で、1 週間ぐらい実施されて、2 週目になると思いますけれども、民間の特定事業者の方を、これは呼び込みという形になると思いますけれども、もしかしたら本社のほうに行くかもしれない。よくわかりません。たぶん呼び込みだと思います。そ

れも 1 社ずつ呼び込まれまして、質問をされる。だいたい 60 ~ 90 分が 1 セッションの予定といわれていまして、注意事項としては、民間側から長々と最初に説明を行うことは不要で、質問されたことに関して答えるというふうにいわれております。

長々と説明を始めて、じゃどっちなんだ、イエスカノーかという質問をしているのに、ずっと説明されているのは避けたいということです。イエスカノーかと聞かれたらイエスカノーと答えたいというふうにしてください、と言われております。

プレゼンテーション等を用意する必要はありません。質問に答えるという形で結構です。組織図であるとか、事前に提出しておいたほうが良いと思われるような資料に関しては私どものほうでとりまとめて出すという形になっておりますので、そのまま行って、質問に答えていただくという形になります。

では、どこが呼ばれるのかというのが一番気になるところですが、これが決まるのが 9 月の半ばぐらいになると思います。

いろんな要素も勘案しながら、規模であるとか、代表的な会社であるとか、もしくはリスクが大きいところであるとか、あと事務局が言っていたのは、ニュースで取り上げられているような先、いわゆる「スキャンダル」という言い方を彼らはしましたけれども、要はニュースで話題になるような、マネロン関係で話題になっているような先というのは彼らが指名してくるということですので、こちらから、こういうところはどうかというような推薦といえますか、こういう理由でこういうところを選んだ、というような形はできるようなんですけども、最終的に決定するのは FATF の審査団というふうになっております。

当然、業態別に数社が指名されますということですので、大手の銀行、地方銀行、それから証券会社、生損保、資金移動業者、それから仮想通貨交換業者、貸金業も選ばれる可能性があるということになります。私どもの省庁、金融庁の所管ということではそういう形になります。当然、われわれ金融庁以外の経産省が所管しているような先であるとか、あと、DNFBP という非金融特定事業者と呼ばれるという形になっております。

業界団体等にも聞きたいということも言う可能性があるということですので、そこも結局相談しながら、最終的には FATF の審査団が決めるという形になります。

要は、どこがインタビューの対象先になるかというのはわかりません。ですので、皆さんの立場では、

FATF のインタビュー先に選ばれると思うような心構えで引き続き対応していただくということが必要だと思います。

但し、FATF の審査団に呼ばれるから AML & CFT 態勢を強化するというのは、本末転倒でございますので、呼ばれるからやる、呼ばれなかったらいいやということではなくて、これは全業界を挙げて取り組むべき課題でございますので、引き続き、気を引き締めて対応していただきたいということです。

あと、注意事項として、FATF から言われていることを更に申し上げると、誰が呼ばれるかということは、要は、その金融機関が呼ばれたら誰が説明するのかということも気になるのですが、特に、私どもは経営陣のほうがいいかなと思っていますけれども、そこは説明が実質的にできる人ということで、コンピテンシーの観点から、位が上であるとかそういうことは必要ない。実際に質問に的確に答えられる人。例えば、ある程度の肩書きの上の方がいて、後ろにお付きがいっぱいいいて、質問を聞かれるたびに後ろを振り向いて発言要旨をもらって説明するようなことであれば、それは後ろの人が前に座ればいいからというぐらいの感じで言われております。

できれば1人で全部答えられればいいでしょうけれども、そういうオールマイティな方がいるかどうかは金融機関等によって違うと思います。でも、3人ぐらいというようなイメージでいるようです。多くても5人と言っていましたが、3人ぐらいが適当ではないでしょうか。中心になってしゃべる方と、後で補足する方というような感じかなというふうに思っています。

以上が、FATF の第4次対日相互審査に関係することでありまして、他国の状況ですが、現在までの公表ベースでは21か国の審査が終わりました。

通常フォローアップと強化されたフォローアップと2種類に分かれておりまして、通常のフォローアップは今のところ3か国と最近の2国ということで、イタリア、ポルトガル、スペインイギリスとイスラエルが通常のフォローアップということで公表されました。要は、強化されたフォローアップがほとんどです。アメリカも強化されたフォローアップです。

ご存じのとおり、強化されたフォローアップになりますと、結果が公表された後、短期間でまた次のフォローアップ、指摘されたことに対する対応状況のチェックが始まります。

デンマークなど強化されたフォローアップの中でもわりと評価があまりよくなかったところの監督の方とお

話しする機会がありましたけれども、フォローアップのほうが大変なぐらいだ、と仰っています。あと、また別のオーストラリアの当局と話したときにも、フォローアップのほうが、オンサイトのときよりもきつみみたいなことをおっしゃっていて、そのほうがやはり具体的な指摘を受けて、それに対する法令の準備であるとか対応しないといけないということで、来年でありますけれども、そこから先もプロセスは続くという点はしっかりと留意していただきたいと思います。

基本的に、強化されたフォローアップで指摘されると、態勢が強化されるという方向になるというのが、一般的に方向性としては間違いないと思います。

私どもとしては、できるだけこの1年間でできるところは準備をしっかりと、その積み残しをできるだけ減らすというような形で対応したいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひします。

それで、FATF の第4次対日審査はそういったことになるわけですが、最近、いろんなところとお話して感じていることも含めて、皆さんの態勢整備のお役に立つようなことを、ちょっとこれからお話しさせていただきたいと思ひます。

2月にガイドラインを出しまして、その後、主要計数の報告、緊急チェックシート、あとはガイドラインの対応すべき事項との間のギャップ分析を実施しましたそうした主要計数の報告であるとか緊急チェックシートの回答を踏まえて、私どもも、メガ、大手、ネットバンク、そして地域金融機関、信用金庫、信用組合等、相当の数のインタビューを個別に行っていました。

だいたい2、3、4月ぐらいのころは、リスク評価書の中での商品・サービス、顧客属性、取引形態、国・地域という、その4つあるリスク要素のリスクの特定・評価というものなかなか網羅的にされていない。もっと具体的にいうと、犯罪収益移転防止法の4条2項に指定されている高リスク取引4類型、いわゆるなりすましが疑われるもの、虚偽の疑いがあるもの、PEPs——日本の場合は外国PEPsということですが、あとは特定地域、制裁対象地域、イラン・北朝鮮等に関連するという、その4類型と反社、そういったものが高リスク先、それ以外は低リスクというような、犯収法で最初のころっていたリスクベースというところにとどまっている方が多かったというのが現状でした。

その後、2、3、4月、私どもも色々なところで、それでは不足しています、と申し上げてきました。デン